

第1号議案

2017年度運動方針

～ 組合活動の原点に立ち返り、新たな労使関係と組合体制の構築を行う ～

ニフティ株式会社は、2017年4月1日に富士通クラウドテクノロジーズ株式会社およびニフティ株式会社に分社しました。分社以降、ニフティ労働組合は両社をまたがる組合として活動をしています。

環境が大きく変化する中、ニフティ労働組合は両社に所属する一人ひとりの組合員に向き合い、意見を吸い上げ、経営に伝えるという組合の基本的な活動を確実に行うべく、現在の組合体制を見直します。そして、新たな労使関係を構築し、よりよい職場環境実現を目指します。

■ 主な取り組み

- ・ 組合員の代表として組合員の声を集約し、労働条件と職場環境を主に、毅然とした態度で協議・交渉に臨む。
- ・ 経営陣との対話・協議を重ね、新たな労使関係の構築に努める。
- ・ 二社二労組体制に向けた準備を行う。

■ 継続テーマ

1. 「企業：経営チェックを基本に信頼される企業づくりをすすめます」

職場実体を把握するための各種調査を実施するとともに、組合員一人ひとりの働きがいを大切にし、自律性を重視した企業風土づくりに参画します。また、現場の意見を経営に働きかけ、会社組織全体の信頼感醸成に努めます。

1) 魅力ある職場環境の追求

- ・ 一人ひとりの多様性を認め合い行動できる職場の実現
- ・ 一人ひとりが、自律的に仕事に取り組めるような職場の追求

2) 両社の企業価値最大化に向けた各種取り組みへの参画

- ・ 経営のカウンターパートナーとして存在意義を確立できるような組織の信頼感の醸成

- 個々の能力が最大限発揮できるような職場マネジメントの向上に向けた積極的な提言
- 組合員のやりがい、働きがい向上に向けた労使での取り組みの実現

2. 「ワーク：成長が実感できる環境づくりによって働く価値を高めます」

組合員の安定した生活基盤を維持するとともに豊かな労働・職場環境を追求することで、成長が実感できる会社生活の実現を支援します。

1) 2018年春季生活改善闘争の取り組み

- ・ 働きがいにつながる労働条件への取り組み
- ・ 会社業績を見据えた一時金要求

2) 「働き方の改革」推進に向けた取り組み

- ・ 労使で議論しながらお互いに知恵を出し合い、よりよい制度、環境を構築していく。

3) 労働・職場環境の実態把握と向上への取り組み

- ・ 各種アンケートや対話活動などで得られる組合員の声、及びその背景の理解に努め、それを踏まえた会社への提言や組合員へのフィードバックを推進
- ・ 常駐者、出向者をはじめとする組合員の労働・職場環境をチェックし、それを踏まえた会社への提言

4) 健康的な会社生活への支援

- ・ 36協定を遵守すべく適正な労働時間の実現に向けての各種活動を推進
- ・ 安全衛生委員会などの場での労使双方の役割を確認した改善活動の実施
- ・ 年次休暇、育児休暇など各種休暇取得向上への取り組み

3. 「ライフ：安心できる豊かな暮らしを守ります」

組合員間のコミュニケーションの充実を図り、社会人、家庭人として豊かな生活が送れるよう支援します。

1) 組合員間、および組合員以外の社員、家族間のコミュニケーションが充実し、相互の理解が深まる機会を設営

- ・ 組合員懇親に関わるイベントや交流会の実施
- ・ 組合員以外の社員を含めたイベントや交流会を実施し、コミュニケーションの強化を模索

2) 組合員の社会貢献活動への取り組み

- ・ ボランティア活動への取り組みや、全富士通労連の社会貢献活動への参画など

- ・ 組合員の自主的なボランティア活動の支援

4. 「組織：みんなで参加・参画して強い組織づくりをすすめます」

組合員のための執行部活動が、より見えやすく、身近に感じてもらえるように努め、信頼される執行部を目指します。また、これにより組合員の参加を促進します。

1) 見えやすく、分かりやすく、伝わりやすい執行部活動

- ・ メール、組合 HP、リーフレット、デジタルサイネージなどを活用した積極的な情報発信

2) 組合員と直接対話をし、意見交換のできる場の設営

3) 信頼され存在感のある組合役員、職場委員の教育、育成

参考：昨年度からの変更点■ 運動方針

2017 年度運動方針 ～組合活動の原点に立ち返り、新たな労使関係と組合体制の構築を行う～

ニフティ株式会社は、2017年4月1日に富士通クラウドテクノロジーズ株式会社およびニフティ株式会社に分社しました。分社以降、ニフティ労働組合は両社をまたがる組合として活動をしています。

環境が大きく変化する中、ニフティ労働組合は両社に所属する一人ひとりの組合員に向き合い、意見を吸い上げ、経営に伝えるという組合の基本的な活動を確実に行うべく、現在の組合体制を見直します。そして、新たな労使関係を構築し、よりよい職場環境実現を目指します。

主な取り組み

組合員の代表として組合員の声を集約し、労働条件と職場環境を主に、毅然とした態度で協議・交渉に臨む。

経営陣との対話・協議を重ね、新たな労使関係の構築に努める。

二社二労組体制に向けた準備を行う。

2016 年度運動方針 ～ 変革期における執行部体制を確立し、労働環境の維持向上に努める～

ニフティ株式会社は4月のニフティ会議にて発表された富士通株式会社による公開買い付けに伴う上場廃止と富士通完全子会社化により大きな変革期を迎えようとしております。

富士通株式会社は、富士通株式会社とニフティ株式会社がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築を迅速に実行するとしており、今後様々な環境の変化が予測されます。

以上の背景を踏まえ、今まで以上に経営側との協議を重ねていき、情報の発信共有を行ないます。加えて組合員の声を吸い上げ経営側に伝えていきながら、組合員のみなさまの雇用の維持をベースに労働環境の向上に努めます。

今期重視する取り組み

- ・ 社長をはじめとする経営陣との対話・議論による情報収集を定期的・能動的に行う。
- ・ 会社からの提案に対し、組合員の代表として労働条件と職場環境を主に、上部団体と連携して毅然とした態度で協議・交渉を行う。
- ・ リーフレットの発行、サイネージなど多様な手段で迅速に組合員への発信共有を行う。

第2号議案

規約・規程の改訂および新設に関する件

ニフティ労働組合は、2017年4月1日のニフティ株式会社の分社に合わせ、組合名称の変更、ならびに体制の変更を行ってまいります。

そのために、規約・規程の全般的な見直しを図り下記のとおり改訂・新設いたします。

改訂の概要

1. 規約の改訂

- ① 組合の名称を変更する。
- ② 組合の構成員を変更する。
- ③ 最高決議機関を定期大会ではなく代議員大会に変更する。

2. 選挙手続規程の改訂

代議員の選出方法について明記する。

規約

現 行	改 訂 (案)
第1条 (名称) この組合は、ニフティ労働組合（以下『組合』という）と呼ぶ。	第1条 (名称) この組合は、 <u>富士通クラウドテクノロジーズ・ニフティ労働組合</u> （以下『組合』という）と呼ぶ。
第7条 (構成) この組合は、ニフティ株式会社の従業員および組合が承認した者によって組織する。	第7条 (構成) この組合は、 <u>富士通クラウドテクノロジーズ株式会社ならびにニフティ株式会社</u> の従業員および組合が承認した者によって組織する。
第14条 (大会) 大会は、この組合の最高決議機関である。	第14条 (<u>代議員大会</u>) <u>代議員大会 (以降、大会)</u> は、この組合の最高決議機関である。
第16条 (臨時大会) 臨時大会は次の場合10日以内に開催するものとし、執行委員長が招集する。 1. 執行委員会または職場委員会が必要と認めたとき。 2. 全組合員（役員を含む）の3分の1以上が連署により理由を明らかにして請求したとき。	第16条 (臨時大会) 臨時大会は次の場合 <u>20</u> 日以内に開催するものとし、執行委員長が招集する。 1. 執行委員会または職場委員会が必要と認めたとき。 2. 全組合員（ <u>代議員</u> ・役員を含む）の3分の1以上が連署により理由を明らかにして請求したとき。
第17条 (構成)	第17条 (構成)

<p>大会は、役員および組合員をもって構成する。ただし役員には議決権がない。</p>	<p>大会は、<u>代議員</u>および<u>役員</u>をもって構成する。ただし役員には議決権がない。</p>
<p>第 19 条 (付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運動方針の決定および経過報告の承認 2. 規約の改正 3. 予算の決定および決算の承認 4. 労働協約の締結、改正 5. ストライキの開始および終結 6. 職業的資格を有する会計監査人の委嘱 7. 組合員の表彰および制裁 8. 役員の選任および解任 9. 組合の統合および解散 10. 共済事業、その他福利事業のために特別に設けられている基金の他の目的のための 流用 11. その他、以上の事項に準ずる重要な事項 	<p>第 19 条 (付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運動方針の決定および経過報告の承認 2. 規約の改正 3. 予算の決定および決算の承認 4. 労働協約の締結、改正 5. ストライキの開始および終結 6. 職業的資格を有する会計監査人の委嘱 7. 組合員の表彰および制裁 <u>8. 役員の解任</u> 9. 組合の統合および解散 10. 共済事業、その他福利事業のために特別に設けられている基金の他の目的のための 流用 11. その他、以上の事項に準ずる重要な事項
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>第 20 条 (代議員の任務と選出および任期)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>任務</u> <u>代議員大会に出席し、組合員の意向を代表し、それを反映すると同時に、任期中はその機能を継続するものとする。</u> 2. <u>選出</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>原則として組合員 30 名に 1 名の割合で組合員中 (役員は除く) より組合員の直接無記名投票で選出する。</u> (2) <u>各年度の代議員の定数については、あらかじめ職場委員会で決定する。</u> (3) <u>細部は選挙手続規程による。</u> 3. <u>任期</u> <u>代議員の任期は、定期大会から次の定期大会までとする。</u>
<p>第 20 条 (定足数) 大会の定足数は、組合員総数の過半数とする。但し、これには規約第 21 条第 3 項に規定する委任も含むものとする。</p>	<p>第 <u>21</u> 条 (定足数) 大会の定足数は、<u>代議員総数の 5 分の 3 以上とする。(但し書きは削除)</u></p>

<p>第 21 条 (議決)</p> <p>第 1 項 この規約に定める事項の他は、大会出席者(役員を除く組合員)の過半数をもって議決し、可否同数の場合には、議長が決する。但し、可否同数の場合を除き、議長には議決権はない。</p> <p>第 2 項 規約第 21 条第 1 項の規定に関わらず、規約第 19 条第 2 号の場合には、全組合員の直接無記名投票による、組合員総数の過半数の賛成を得なければ、改正することができないものとする。また規約第 19 条第 5 号の場合には、全組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の賛成を得なければ、行使することができない。</p> <p>第 3 項 規約第 17 条に規定する組合員がやむを得ない理由によって欠席する場合には、出席する組合員に議決権を委任することができる。</p>	<p>第 <u>22</u> 条 (議決)</p> <p>第 1 項 この規約に定める事項の他は、<u>出席代議員</u>の過半数をもって議決し、可否同数の場合には、議長が決する。但し、可否同数の場合を除き、議長に議決権はない。</p> <p>第 2 項 規約第 21 条第 1 項の規定に関わらず、規約第 19 条第 2 号の場合には、全組合員の直接無記名投票による、組合員総数の過半数の賛成を得なければ、改正することができないものとする。また規約第 19 条第 5 号の場合には、全組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の賛成を得なければ、行使することができない。</p> <p><u>(第 3 項削除)</u></p>
<p>第 22 条 (運営)</p>	<p>第 <u>23</u> 条 (運営)</p>
<p>第 23 条 (職場委員会)</p>	<p>第 <u>24</u> 条 (職場委員会)</p>
<p>第 24 条 (開催)</p>	<p>第 <u>25</u> 条 (開催)</p>
<p>第 25 条 (構成)</p>	<p>第 <u>26</u> 条 (構成)</p>
<p>第 26 条 (告示)</p>	<p>第 <u>27</u> 条 (告示)</p>
<p>第 27 条 (付議事項)</p>	<p>第 <u>28</u> 条 (付議事項)</p>
<p>第 28 条 (定足数)</p>	<p>第 <u>29</u> 条 (定足数)</p>
<p>第 29 条 (議決)</p>	<p>第 <u>30</u> 条 (議決)</p>
<p>第 30 条 (職場委員の任務)</p>	<p>第 <u>31</u> 条 (職場委員の任務)</p>
<p>第 31 条 (職場委員の選出)</p>	<p>第 <u>32</u> 条 (職場委員の選出)</p>
<p>第 32 条 (任期)</p>	<p>第 <u>33</u> 条 (任期)</p>
<p>第 33 条 (運営)</p>	<p>第 <u>34</u> 条 (運営)</p>
<p>第 34 条 (執行委員会)</p>	<p>第 <u>35</u> 条 (執行委員会)</p>
<p>第 35 条 (構成)</p>	<p>第 <u>36</u> 条 (構成)</p>
<p>第 36 条 (定足数)</p>	<p>第 <u>37</u> 条 (定足数)</p>
<p>第 37 条 (議長)</p>	<p>第 <u>38</u> 条 (議長)</p>

第 38 条 (種類)	第 39 条 (種類)
第 39 条 (職務)	第 40 条 (職務)
第 40 条 (交渉権限)	第 41 条 (交渉権限)
第 41 条 (役員を選出)	第 42 条 (役員を選出)
第 42 条 (任期)	第 43 条 (任期)
第 43 条 (補充)	第 44 条 (補充)
第 44 条 (解任)	第 45 条 (解任)
第 45 条 (会計)	第 46 条 (会計)
第 46 条 (経費)	第 47 条 (経費)
第 47 条 (組合費徴収額)	第 48 条 (組合費徴収額)
第 48 条 (組合費徴収方法)	第 49 条 (組合費徴収方法)
第 49 条 (会計年度)	第 50 条 (会計年度)
第 50 条 (会計報告)	第 51 条 (会計報告)
第 51 条 (活動手当)	第 52 条 (活動手当)
第 52 条 (書記)	第 53 条 (書記)
第 53 条 (書記の労働条件)	第 54 条 (書記の労働条件)
第 54 条 (表彰)	第 55 条 (表彰)
第 55 条 (制裁)	第 56 条 (制裁)
第 56 条 (制裁の種類)	第 57 条 (制裁の種類)
第 57 条 (制裁の手続き) 規約第 53 条に規定する、戒告および権利停止の場合には、大会出席者の過半数の賛成をもって決定し、除名の場合には3分の2以上の賛成をもって決定する。但し、この場合には、事前に本人に弁明の機会を必ず与えなければならない。	第 58 条 (制裁の手続き) 規約第 57 条に規定する、戒告および権利停止の場合には、大会出席者の過半数の賛成をもって決定し、除名の場合には3分の2以上の賛成をもって決定する。但し、この場合には、事前に本人に弁明の機会を必ず与えなければならない。
第 58 条 (解散)	第 59 条 (解散)
第 59 条 (効力の発生) 第1項 この規約は2014年9月29日より実施する。 1988年3月31日 制定 1989年4月19日 一部改訂	第 60 条 (効力の発生) 第1項 この規約は <u>2017年9月25日</u> より実施する。 1988年3月31日 制定 1989年4月19日 一部改訂

1990年 3月 14日 一部改訂	1990年 3月 14日 一部改訂
1990年 7月 26日 一部改訂	1990年 7月 26日 一部改訂
1991年 7月 12日 一部改訂	1991年 7月 12日 一部改訂
1994年 7月 27日 一部改訂	1994年 7月 27日 一部改訂
1996年 7月 16日 一部改訂	1996年 7月 16日 一部改訂
2003年 7月 23日 一部改訂	2003年 7月 23日 一部改訂
2007年 7月 25日 一部改訂	2007年 7月 25日 一部改訂
2008年 7月 29日 一部改訂	2008年 7月 29日 一部改訂
2012年 9月 21日 一部改訂	2012年 9月 21日 一部改訂
2013年 9月 24日 一部改訂	2013年 9月 24日 一部改訂
2014年 9月 29日 一部改訂	2014年 9月 29日 一部改訂
	2017年 9月 25日 一部改訂

議事運営規程

現行	改訂（案）
<p>第8条（議長選出）</p> <p>議長は執行委員会の推薦により、大会の承認を得たものを任命する。</p>	<p>第8条（議長選出）</p> <p>議長は執行委員会の推薦により、大会の承認を得たもの2名を任命する。</p>
<p>第11条（議事運営委員）</p> <p>大会の議事を円滑に進行させるため議事運営委員会を設置する。議事運営委員は執行委員会の推薦により、大会の承認を得た組員1名をもって構成する。</p>	<p>第11条（議事運営委員）</p> <p>大会の議事を円滑に進行させるため議事運営委員会を設置する。議事運営委員は執行委員会の推薦により、大会の承認を得た組員2名をもって構成する。</p>
<p>第16条（修正案の提出）</p> <p>修正案の提出については、組員15名以上の署名のある文章を、議事運営委員会に提出する。この場合、議長はこれを議題としなければならない。</p>	<p>第16条（修正案の提出）</p> <p>修正案の提出については、代議員5名以上の署名のある文章を、議事運営委員会に提出する。この場合、議長はこれを議題としなければならない。</p>
<p>第18条（議事録）</p> <p>議事録は次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大会の名称 2. 開催の場所 3. 開会および閉会の日時 4. 司会者・議長・資格審査委員・書記・来賓 	<p>第18条（議事録）</p> <p>議事録は次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大会の名称 2. 開催の場所 3. 開会および閉会の日時 4. 司会者・議長・資格審査委員・書記・来賓

<p>5. 組合員の出欠状況</p> <p>6. 議案および提案者とその決定までの大要</p> <p>7. 重要動議の提案者とその決定までの大要</p> <p>8. 採決方法及びその結果</p> <p>9. その他必要と認める事項</p>	<p>5. <u>代議員</u>の出欠状況</p> <p>6. 議案および提案者とその決定までの大要</p> <p>7. 重要動議の提案者とその決定までの大要</p> <p>8. 採決方法及びその結果</p> <p>9. その他必要と認める事項</p>
<p>第26条（実施期日）</p> <p>この規程は、2013年9月24日より実施する。</p> <p>2013年9月24日 制定</p>	<p>第26条（実施期日）</p> <p>この規程は、2013年9月24日より実施する。</p> <p>2013年9月24日 制定</p> <p>2017年9月25日 一部改訂</p>

選挙手続規程

現行	改訂（案）
<p>第1条（目的）</p> <p>この規程は、規約第31条（職場委員の選出）、第38条（種類）、第40条（役員）の選出、第42条（補充）に基づく、役員選挙について定める。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>この規程は、<u>規約第20条（代議員の任務と選出および任期）</u>、規約第32条（職場委員の選出）、第39条（種類）、第41条（役員）の選出、第43条（補充）に基づく、役員選挙について定める。</p>
<p>第7条（選挙の順序）</p> <p>役員、職場委員の選挙は次の順序によって行う。</p> <p>4. 執行委員長</p> <p>5. 副執行委員長</p> <p>6. 書記長</p> <p>7. 書記次長</p> <p>8. 執行委員</p> <p>9. 会計</p> <p>10. 会計監査</p> <p>11. 職場委員</p> <p>ただし、選挙管理委員会の決定により、順序を変えない範囲で、一括公示、同時投票を行うことができる。</p>	<p>第7条（選挙の順序）</p> <p>役員、職場委員の選挙は次の順序によって行う。</p> <p>1. 執行委員長</p> <p>2. 副執行委員長</p> <p>3. 書記長</p> <p>4. 書記次長</p> <p>5. 執行委員</p> <p>6. 会計</p> <p>7. 会計監査</p> <p>8. 代議員</p> <p>9. 職場委員</p> <p>ただし、選挙管理委員会の決定により、順序を変えない範囲で、一括公示、同時投票を行うことができる。</p>

<p>第8条（選挙方法）</p> <p>選挙方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>1. 執行委員長、書記長、書記次長は単記制とする。</p> <p>2. 副執行委員長、執行委員、会計、職場委員は定員連記制とする。</p>	<p>第8条（選挙方法）</p> <p>選挙方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>1. 執行委員長、書記長、書記次長、会計監査は単記制とする。</p> <p>2. 副執行委員長、執行委員、会計、代議員、職場委員は定員連記制とする。</p>
<p>第17条（定数）</p> <p>副執行委員長、執行委員、職場委員の定数はあらかじめ職場委員会で決定する。</p>	<p>第17条（定数）</p> <p>副執行委員長、執行委員、代議員、職場委員の定数と代議員の選挙区はあらかじめ職場委員会で決定する。</p>
<p>第19条（実施期日）</p> <p>この規程は、2013年9月24日より実施する。</p> <p>2013年8月1日 制定</p> <p>2013年9月24日 一部改訂</p>	<p>第19条（実施期日）</p> <p>この規程は、2013年9月24日より実施する。</p> <p>2013年8月1日 制定</p> <p>2013年9月24日 一部改訂</p> <p>2017年9月25日 一部改訂</p>

以上

第3号議案

2017年度予算に関する件

(別紙)

第4号議案

外部監査委嘱に関する件

2017年度外部監査を「公認会計士 藤本 健二 氏」に委嘱します。

公認会計士・税理士 藤本 健二 (藤本公認会計士・税理士事務所)
東京都千代田区麴町 1-6-16 半蔵門海和ビル7階

【委嘱理由】

当該分野における専門性及び、2013年度から2016年度にかけてニフティ労働組合外部監査の活動実績を有する当人を選任し、適切かつ円滑な監査体制を整えるため